

第 章 はじめに

平成 11 年 7 月 13 日に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR 法)は、事業者が自らの事業活動に伴う化学物質の環境への排出量および廃棄物に含まれての移動量を把握して国に報告する制度である。さらに国が中小事業所、家庭や移動排出源からの推定排出量を加えて作成するデータベースを行政、事業者と国民が共有することで、環境保全上の基礎情報として活用する、対策の優先度の意思決定に用いる、事業者による自主的な管理の改善を促進する、周辺住民の化学物質の排出状況等に関する理解を促進する、対策の効果や進捗状況を把握する、等に活用される予定である。

対象物質は有害性および曝露可能性の 2 つの観点から選定されているが、単に排出量が多いからリスクが高いというわけではない。PRTR の結果を正しく理解してもらうためにリスクコミュニケーションが重要となる。そこで環境省では双方向の情報交換のみならず、情報の出し方も含めて、ガイドラインの作成を目指したリスクコミュニケーション手法の検討、化学的に正しく、かつ分かりやすい情報の創出、リスクを解釈する“interpreter”や対話を促進する“facilitator”の育成、等の検討を進めている。

1. 調査の目的と方法

本調査では、わが国での制度設計の参考とするために、化学物質の人の健康及び生態系に対する影響に係るリスクコミュニケーションを行っている米国の 2 つの制度につき、現地の実務担当者にインタビューを実施して運営の実態、課題等の情報収集、解析を行った。また訪問先を検討するにあたっては、同一の制度であっても地域のニーズを反映した独自の運営がなされている場合があるため、地域性が異なると予想される 2 つの地域を選定した。

2. 構成

第 章では、スーパーファンド法に基づくリスクコミュニケーション制度である TOSC (Technical Outreach Services for Communities) について制度内容と特徴、運営主体、財源・予算、スタッフおよび運用の実態と課題をとりまとめる。

第 章では、カリフォルニア州の拡張的な PRTR 法である AB2588 (一般に“Air Toxic Hot Spots Information and Assessment Act of 1987”と称される。)について制度運営の実態、企業の見方等を整理する。

第 章では、以上のまとめとしてわが国への示唆の整理し、今後の課題を抽出する。